

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
厚生年金関係	45 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
厚生年金関係	15 件

岡山厚生年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

昭和43年3月1日から平成6年1月21日までA事業所及びその親会社であるB事業所に継続して勤務していたが、A事業所からB事業所に転勤した申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格に1日の空白期間が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人がA事業所に昭和43年3月1日から45年7月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、A事業所は、昭和45年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同事業所の役員は、「A事業所において、新事業を立ち上げる等により、同社の社員全員を系列会社であるB事業所に移籍させ、A事業所の全喪の取ったものであり、移籍させた従業員の勤務は継続しており、全喪日は、本来、昭和45年8月1日として届け出なければならぬところを誤って同年7月31日と届け出た可能性がある。」と証言していることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における申立人の昭

和 45 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしているにもかかわらず、適用事業所である旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日の記録を昭和29年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月1日から31年1月5日まで
昭和29年11月1日にA事業所に就職し、35年12月17日まで継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立期間当時の人事担当者の証言から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、同人事担当者は、「申立人は、申立期間において同事業所にBとして勤務しており、Bについては試用期間を設けておらず、就職した当初から厚生年金保険料を控除していた。」旨を証言している。

さらに、申立人の就職時とほぼ同時期（昭和29年10月）にA事業所にBとして就職した元同僚は、自身の入社時期と厚生年金保険の加入記録は一致している旨を証言している。

加えて、申立人及びその同僚等は、A事業所は約20人の従業員数であったと供述しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者数は、昭和28年3月は18人、30年3月は18人、32年3月は21人であると確認でき、同事業所は、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における同僚の昭和29年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人が昭和29年11月1日にA事業所において被保険者資格を取得したとする届出や、その後事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、31年1月5日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年11月から30年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA事業所における＜申立期間（賞与支給日）＞（別添一覧表参照）の標準賞与額の記録を＜訂正後標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： }
基礎年金番号： } 別添一覧表参照
生 年 月 日： }
住 所： }

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ＜申立期間（賞与支給日）＞（別添一覧表参照）

A事業所から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、この賞与に係る記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与の支給及び厚生年金保険料等の控除に関する資料（給与項目一覧表）から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合

う標準賞与額から、＜申立期間（賞与支給日）＞（別添一覧表参照）における標準賞与額に係る記録を＜訂正後標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、国の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 41 件（別添一覧表参照）

別添一覧表

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
643			男	昭和48年生		平成16年3月31日	11万1,000円
						平成16年6月30日	46万9,000円
						平成16年12月30日	62万1,000円
						平成17年3月31日	12万円
						平成17年6月30日	51万9,000円
						平成17年12月29日	62万5,000円
						平成18年3月31日	15万2,000円
						平成18年6月30日	46万9,000円
						平成18年12月30日	60万9,000円
644			女	昭和38年生		平成16年3月31日	13万6,000円
						平成16年6月30日	53万2,000円
						平成16年12月30日	67万8,000円
						平成17年3月31日	13万2,000円
						平成17年6月30日	55万4,000円
						平成17年12月29日	67万2,000円
						平成18年3月31日	12万5,000円
						平成18年6月30日	35万6,000円
						平成18年12月30日	67万9,000円
645			男	昭和47年生		平成16年3月31日	13万5,000円
						平成16年6月30日	46万7,000円
						平成16年12月30日	59万8,000円
						平成17年3月31日	11万8,000円
						平成17年6月30日	47万2,000円
						平成17年12月29日	59万円
						平成18年3月31日	12万3,000円
						平成18年6月30日	44万7,000円
						平成18年12月30日	52万5,000円
646			男	昭和42年生		平成16年3月31日	14万6,000円
						平成16年6月30日	50万4,000円
						平成16年12月30日	62万2,000円
						平成17年3月31日	12万9,000円
						平成17年6月30日	48万7,000円
						平成17年12月29日	64万9,000円
						平成18年3月31日	13万4,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成18年6月30日	44万8,000円
						平成18年12月30日	57万8,000円
647			女	昭和24年生		平成16年3月31日	8万4,000円
						平成16年6月30日	19万1,000円
						平成16年12月30日	21万円
						平成17年3月31日	8万4,000円
						平成17年6月30日	19万7,000円
						平成17年12月31日	19万5,000円
						平成18年3月31日	8万7,000円
						平成18年6月30日	22万6,000円
						平成18年12月30日	21万8,000円
648			男	昭和46年生		平成16年3月31日	12万7,000円
						平成16年6月30日	51万8,000円
						平成16年12月30日	65万6,000円
						平成17年3月31日	12万6,000円
						平成17年6月30日	52万9,000円
						平成17年12月29日	63万9,000円
						平成18年3月31日	15万6,000円
						平成18年6月30日	49万8,000円
						平成18年12月30日	64万8,000円
649			女	昭和14年生		平成16年3月31日	6万8,000円
						平成16年6月30日	17万1,000円
						平成16年12月30日	16万6,000円
						平成17年3月31日	7万5,000円
						平成17年6月30日	18万4,000円
						平成17年12月29日	18万2,000円
						平成18年3月31日	8万2,000円
						平成18年6月30日	20万9,000円
						平成18年12月30日	20万2,000円
650			女	昭和46年生		平成16年3月31日	7万5,000円
						平成16年6月30日	17万1,000円
						平成16年12月30日	19万1,000円
						平成17年3月31日	7万5,000円
						平成17年6月30日	20万8,000円
						平成17年12月31日	17万8,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成18年3月31日	7万9,000円
						平成18年6月30日	20万5,000円
						平成18年12月30日	44万8,000円
651			女	昭和37年生		平成16年3月31日	12万2,000円
						平成16年6月30日	47万4,000円
						平成16年12月30日	59万7,000円
						平成17年3月31日	11万8,000円
						平成17年6月30日	46万1,000円
						平成17年12月29日	58万2,000円
						平成18年3月31日	11万6,000円
						平成18年6月30日	43万6,000円
						平成18年12月30日	56万7,000円
652			男	昭和47年生		平成16年3月31日	12万2,000円
						平成16年6月30日	40万7,000円
						平成16年12月30日	52万9,000円
						平成17年3月31日	11万円
						平成17年6月30日	41万円
						平成17年12月29日	55万2,000円
						平成18年3月31日	11万3,000円
						平成18年6月30日	41万4,000円
						平成18年12月30日	53万8,000円
653			女	昭和29年生		平成16年3月31日	8万円
						平成16年6月30日	18万2,000円
						平成16年12月30日	17万7,000円
						平成17年3月31日	7万9,000円
						平成17年6月30日	18万4,000円
						平成17年12月29日	18万4,000円
						平成18年3月31日	8万2,000円
						平成18年6月30日	21万1,000円
						平成18年12月30日	41万7,000円
654			女	昭和44年生		平成18年6月30日	7万4,000円
						平成18年12月30日	14万6,000円
655			女	昭和29年生		平成16年3月31日	8万円
						平成16年6月30日	18万2,000円
						平成16年12月30日	17万7,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成17年3月31日	7万9,000円
						平成17年6月30日	18万4,000円
						平成17年12月29日	18万4,000円
						平成18年3月31日	8万2,000円
						平成18年6月30日	21万1,000円
						平成18年12月30日	20万5,000円
656			男	昭和49年生		平成17年12月29日	48万4,000円
						平成18年3月31日	10万3,000円
						平成18年6月30日	36万3,000円
						平成18年12月30日	46万9,000円
657			女	昭和58年生		平成17年6月30日	8万4,000円
						平成17年12月29日	18万2,000円
						平成18年3月31日	8万2,000円
						平成18年6月30日	20万9,000円
						平成18年12月30日	20万3,000円
658			女	昭和61年生		平成18年12月30日	8万4,000円
659			女	昭和56年生		平成18年3月31日	8万5,000円
						平成18年6月30日	31万1,000円
						平成18年12月30日	40万4,000円
660			女	昭和49年生		平成16年3月31日	9万5,000円
						平成16年6月30日	19万5,000円
						平成16年12月30日	21万4,000円
						平成17年3月31日	8万5,000円
						平成17年6月30日	35万9,000円
						平成17年12月29日	43万9,000円
						平成18年3月31日	7万1,000円
661			女	昭和53年生		平成16年3月31日	8万円
						平成16年6月30日	18万2,000円
						平成16年12月30日	17万7,000円
						平成17年3月31日	7万9,000円
						平成17年6月30日	18万4,000円
						平成17年12月29日	18万4,000円
						平成18年3月31日	8万2,000円
						平成18年6月30日	21万1,000円
						平成18年12月30日	41万7,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
662			男	昭和49年生		平成16年3月31日	9万2,000円
						平成16年6月30日	34万3,000円
						平成16年12月30日	47万円
						平成17年3月31日	9万2,000円
						平成17年6月30日	37万4,000円
						平成17年12月29日	46万5,000円
						平成18年3月31日	9万5,000円
						平成18年6月30日	34万9,000円
						平成18年12月30日	44万9,000円
663			女	昭和50年生		平成16年12月30日	7万6,000円
664			女	昭和62年生		平成18年12月30日	14万6,000円
665			男	昭和41年生		平成18年12月30日	15万7,000円
666			女	昭和52年生		平成16年3月31日	9万5,000円
						平成16年6月30日	19万円
						平成16年12月30日	18万5,000円
						平成17年3月31日	8万3,000円
						平成17年6月30日	19万2,000円
						平成17年12月29日	18万2,000円
						平成18年3月31日	8万6,000円
667			男	昭和53年生		平成18年3月31日	8万6,000円
						平成18年6月30日	22万6,000円
						平成18年12月30日	42万9,000円
668			女	昭和54年生		平成16年3月31日	9万7,000円
						平成16年6月30日	18万2,000円
						平成16年12月30日	18万5,000円
						平成17年3月31日	8万3,000円
						平成17年6月30日	19万2,000円
						平成17年12月29日	19万2,000円
						平成18年3月31日	8万6,000円
						平成18年6月30日	22万1,000円
669			男	昭和51年生		平成16年3月31日	12万6,000円
						平成16年6月30日	44万円
						平成16年12月30日	53万8,000円
						平成17年3月31日	11万2,000円
670			女	昭和50年生		平成16年3月31日	10万5,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成16年6月30日	41万円
						平成16年12月30日	52万5,000円
						平成17年3月31日	10万4,000円
671			男	昭和42年生		平成16年3月31日	8万円
						平成16年6月30日	18万3,000円
						平成16年12月30日	17万8,000円
						平成17年3月31日	8万円
						平成17年6月30日	13万8,000円
						平成17年12月29日	17万円
						平成18年3月31日	6万7,000円
						平成18年6月30日	14万6,000円
672			女	昭和34年生		平成18年12月30日	19万7,000円
673			女	昭和50年生		平成16年3月31日	10万円
						平成16年6月30日	36万9,000円
						平成16年12月30日	47万9,000円
						平成17年3月31日	9万9,000円
						平成17年6月30日	37万5,000円
674			女	昭和51年生		平成16年12月30日	30万2,000円
						平成17年3月31日	9万6,000円
						平成17年6月30日	36万2,000円
						平成17年12月29日	47万8,000円
						平成18年3月31日	9万9,000円
						平成18年6月30日	36万2,000円
						平成18年12月30日	46万2,000円
675			女	昭和44年生		平成18年12月30日	12万1,000円
676			男	昭和58年生		平成18年6月30日	9万5,000円
						平成18年12月30日	20万2,000円
677			女	昭和35年生		平成17年6月30日	17万6,000円
						平成17年12月29日	22万1,000円
						平成18年3月31日	8万6,000円
						平成18年6月30日	22万3,000円
						平成18年12月30日	21万7,000円
678			女	昭和33年生		平成16年3月31日	8万3,000円
						平成16年6月30日	18万5,000円
						平成16年12月30日	18万円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成17年3月31日	8万1,000円
						平成17年6月30日	18万6,000円
679			女	昭和51年生		平成16年3月31日	8万4,000円
						平成16年6月30日	19万1,000円
						平成16年12月30日	18万6,000円
						平成17年3月31日	8万4,000円
						平成17年6月30日	19万9,000円
						平成17年12月29日	19万9,000円
						平成18年3月31日	8万8,000円
						平成18年6月30日	14万4,000円
						平成18年12月30日	13万9,000円
680			男	昭和50年生		平成16年3月31日	11万9,000円
						平成16年6月30日	39万円
						平成16年12月30日	51万9,000円
						平成17年3月31日	10万8,000円
						平成17年6月30日	40万4,000円
						平成17年12月29日	53万8,000円
						平成18年3月31日	11万1,000円
						平成18年6月30日	40万4,000円
						平成18年12月30日	52万4,000円
681			女	昭和44年生		平成18年3月31日	4万8,000円
						平成18年6月30日	19万9,000円
						平成18年12月30日	20万7,000円
682			男	昭和50年生		平成18年3月31日	9万3,000円
						平成18年6月30日	35万円
						平成18年12月30日	37万1,000円
683			女	昭和50年生		平成16年3月31日	7万5,000円
						平成16年6月30日	16万9,000円
						平成16年12月30日	16万4,000円
						平成17年3月31日	7万5,000円
						平成17年6月30日	17万1,000円
						平成17年12月29日	17万円
						平成18年3月31日	7万7,000円
						平成18年6月30日	19万6,000円
						平成18年12月30日	19万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年8月1日から同年9月1日まで

昭和35年4月にA事業所に就職し、39年10月31日に退職するまで継続して勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が申立期間の1か月だけ抜けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録及び同僚（複数）の証言から、申立人は同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和35年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成3年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月22日から同年8月6日まで

平成元年5月22日にA事業所に就職し、3年8月5日までBなどを組み立てる仕事をしていた。私が所持している給与明細書には申立期間中の厚生年金保険料が控除されているが、同事業所での厚生年金保険の被保険者資格は、平成3年5月22日に喪失しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び給与明細書から、申立人がA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、事業主が、平成3年5月22日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 684

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 46 年 5 月まで
子育てが一段落した昭和 41 年ごろから 46 年 5 月までA事業所B所に勤務し、C等の業務に就いており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言及び雇用保険の記録から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所において、申立期間に申立人と同じ仕事を行っていた同僚3人については、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立てに係る事業所を引き継いだD事業所の事務担当者は、申立人に係る関係資料は保存されておらず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料控除の事実は不明と回答している上、申立期間当時の同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言は得られない。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月ごろから同年 8 月ごろまで
申立期間において、A事業所B出張所に勤務し、C工事を行っていた記憶があるので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、同事業所が保管する人事記録に申立人の記録は無いと回答しており、申立人が申立てに係る事業所に勤務した事実が確認できない。

また、申立人は申立期間当時の上司等の氏名を記憶しておらず、A事業所も申立期間当時のB出張所の従業員の氏名を特定することができないとしており、申立てに係る事業所の同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実について確認できないほか、申立てに係る事業所を管轄する社会保険の適用事業所（A事業所D支店）において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある者（複数）に聴取したが、B出張所に勤務したことがある者はおらず、申立人を知っているとする者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで
申立期間当時は、A市に在住し、職業安定所の求人によりB事業所C営業所に正社員として採用され、寮に住み込み、Dの仕事をしていたので、厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の元人事・庶務担当が所持する申立期間当時の従業員名簿に申立人の名前は無く、申立期間において申立てに係る事業所に在職した従業員（複数）から聴取しても申立人を知る者は一人もいない上、雇用保険の加入記録も無く、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる関連資料及び証言等はない。

また、申立てに係る事業所は、全喪しており、これを引き継いだ事業所の事業主は、関係資料を保管しておらず、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況は不明であると回答している。

さらに、E厚生年金基金（平成 10 年 10 月解散）及びこれを引き継いだ企業年金連合会が保管する申立てに係る事業所の記録に申立人の記録はない。

加えて、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 31 日まで
昭和 51 年にA事業所にBとして就職し、53 年 10 月に正社員となり、63 年 8 月 31 日までCとして勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する健康保険失業保険被保険者台帳（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入記録を記載したもの）及び雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 51 年 12 月 1 日から 62 年 8 月 31 日まで申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管する健康保険失業保険被保険者台帳に申立人の厚生年金保険及び健康保険の加入記録は無い。

また、申立てに係る事業所のD統括責任者は、Cについては、従業員から加入の申し込みを受けて厚生年金保険に加入させており、加入申し込みが無い従業員は加入させていなかったため、厚生年金保険の未加入者は多数いたと証言しており、申立期間当時の同僚等は、同事業所の従業員数は 100 人以上であったと証言しているが、申立期間当時（昭和 53 年 10 月 1 日）における同事業所に係る厚生年金保険の被保険者数は 8 人であることから、厚生年金保険に加入していたのはごく一部の従業員であったと推察される。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所において、健康保険証の交付を受けておらず、申立期間において、医療費の全額を自己負担した記憶があると供述している。

加えて、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 688

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで
昭和 31 年 6 月 1 日に A 事業所に B として就職し、C の業務を行っていた。就職した当初に健康保険被保険者証を受け取った記憶があるので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された人事記録等から、申立人が昭和 31 年 6 月 10 日から平成 8 年 8 月 31 日まで同事業所に勤務（昭和 31 年 6 月 10 日から 34 年 12 月 31 日まで B、35 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで D、36 年 1 月 1 日から平成 8 年 8 月 31 日まで E）していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の就職時と同時期に同一の部署に B として就職している同僚 3 人は、申立人と同じく昭和 32 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、そのうち事情聴取できた二人は、自身の厚生年金保険の記録に誤りは無いと証言している。

また、A 事業所における上記以外の B 10 人（昭和 30 年 8 月から同年 11 月及び 32 年 2 月から同年 4 月に就職した者）についても就職と同時に厚生年金保険に加入している者はおらず、同事業所の事業主は、B については、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年ごろまで

昭和 49 年 4 月から 50 年まで A 事業所が経営する B で、正社員として勤務していた。職場近くの医院で診療を受けたときに、事業所からもらった自分の健康保険証を使った記憶があるので、厚生年金保険に加入してもらっていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の子会社（C 事業所）が保管する賃金台帳（厚生年金保険料、雇用保険料、所得税等の控除額内訳を記載したもの）における昭和 49 年 6 月の欄に申立人の氏名を確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が C 事業所が経営する B に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和 49 年 6 月以外の期間については、C 事業所が保管する賃金台帳に申立人の記録は無い上、同年 6 月の厚生年金保険料の控除額欄は斜線が引かれ、申立人の厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認される。

また、申立期間において C 事業所に厚生年金保険被保険者記録が有る者のうち、事情聴取できた同僚（複数）はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実を推認できない。

さらに、A 事業所及び C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 1 日から 48 年 1 月 5 日まで

A事業所B作業所において、昭和 43 年 9 月から 53 年 7 月までCとして勤務した。半年近くDで入院した時期はあったが、昭和 45 年 2 月から 48 年 1 月までの約 3 年間の長期間にわたり、厚生年金保険の加入記録が空白となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 45 年 1 月 9 日から 46 年 5 月 7 日までの期間について、Dによる傷病手当金（入院）を受給しているとともに、健康保険の継続療養を受けていることが確認できる。

また、申立人はその間、給与を受け取ったこと及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことの記憶がなく、退院後、職場に復帰してからも給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がない。

さらに、申立人の申立てに係る事業所の同僚から聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について証言を得ることができない。

加えて、申立てに係る事業所は、「申立期間当時の資料は廃棄しており、申立人の厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年9月1日から21年4月まで

申立人は、死亡しているが、生前、Aに所在する事業所で働いた記録がどうしても見つからないと言っていた。申立人が昭和21年12月から48年6月まで勤務したB事業所に提出した履歴書から、17年4月から20年9月までC事業所D工場に、同年10月から21年4月までE営業所に勤務したことがうかがわれ、申立期間もC事業所に継続して勤務していたと思うので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和17年4月から20年9月までC事業所D工場に、同年10月から21年4月まで同事業所E営業所に勤務したと主張しているが、厚生年金保険被保険者台帳から、申立人は、17年5月15日から同年10月31日まではC事業所D工場に、同年11月1日から20年9月1日まではC事業所F工場に在籍していたことが確認できる。

また、申立期間当時、C事業所に在籍していて連絡がとれた従業員(複数)は、「申立期間当時、当事業所にE営業所が存在していたことを知らないし、申立人のことも知らない。」と証言しており、C事業所は、「人事記録等が残っていないため、申立人と雇用関係が継続していたかどうか不明であり、当事業所に当時E営業所があったか否か確認できない。」と回答していることから、申立人が昭和20年9月にC事業所D工場に勤務していたこと及び20年10月から21年4月まで申立人が同事業所E営業所(同営業所については存在自体が不明)に勤務していたことについて確認できず、申立期間

における申立人の勤務実態が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から7年6月までのうちの3年間ぐら
い

平成元年3月から7年6月までの期間のうち3年間ぐらいA事業所に勤務した。当時の給与明細書は残っていないが、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、商業登記簿にも登記されておらず、同事業所の存在を確認することができない。

また、申立人は、申立てに係る事業所における勤務実態を確認できる関連資料等を所持していない上、勤務時期及び申立期間当時の事業主や同僚の氏名の記憶も定かでなく、同僚の連絡先も特定できないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所から健康保険証を渡された記憶はないとしている上、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月18日から30年6月1日まで
昭和27年1月に義兄と二人でA事業所を立ち上げ、28年12月に法人化してからは取締役として勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の閉鎖登記簿謄本及び当時の給与担当者の証言から、申立人がA事業所及びB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の給与担当者は、「申立人は、申立期間において勤務していたと思うが、厚生年金保険料を控除していたかどうか分からない。」と証言している。

また、申立人は、「当時、自分は役員であったが、社会保険関係のことは、事業主が指示しており、私は一切関与していなかった。」と供述しているところ、事業主及び他の役員は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 695

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 5 日から 22 年 11 月 1 日まで
昭和 16 年 1 月 16 日に A 事業所に就職し、19 年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 10 日まで継続して勤務していた。空襲により事業所が焼失したことはあったが、その時も社長宅等で営業は行っていた。当時は総務部で社会保険の事務を担当しており、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の現在の代表取締役社長の証言から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所有する資料では、昭和 19 年 6 月 1 日から 22 年 11 月 1 日までの間に A 事業所に就職した者は 5 人おり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該 5 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じく 22 年 11 月 1 日であることが確認できる。

また、A 事業所は、初めて適用事業所となった昭和 19 年 10 月 1 日に「B」、その後、22 年 11 月 1 日に「C」という事業所整理記号を付与されていることから、社会保険事務局（当時）は、「A 事業所（事業所整理記号「B」）は、その全喪日は不明であるが、22 年 11 月 1 日以前にいったん厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが推認できる。」と回答している。

さらに、A 事業所は、当時の資料等は保存しておらず、申立人の厚生年金保険等の加入状況は不明であると回答している上、当時の同僚も既に亡くなっており、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 697

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 36 年 6 月から同年 9 月まで A 事業所に B として勤務し、厚生年金保険に加入していたことが、所有している出勤表及び給与支給明細書から確かであるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は、未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有している出勤表から、同人が、申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所有している給与支給明細書をみると、昭和 36 年 6 月分の給与から、厚生年金保険料がいったん控除されているものの、同年 7 月分の給与においてこの控除された保険料は返戻されていることが確認できる上、同年 7 月及び 8 月の厚生年金保険料についても給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人の同僚からは、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な証言が得られない上、同事業所は関係書類を保存しておらず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 698

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 21 日から 37 年 5 月 30 日まで
職業安定所の紹介で、昭和 36 年 5 月から 37 年 5 月までの 1 年間、A 事業所 B 工場に勤務したが、この間厚生年金保険の加入記録は 3 か月しか無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 事業所へ就職する直前まで申立てに係る事業所に勤務したと主張しているが、C 事業所（新規適用年月日は、申立期間後の昭和 37 年 6 月 1 日）において当時一緒に勤務したとする申立人の同僚の一人（昭和 37 年 6 月 1 日被保険者資格取得、38 年 1 月 1 日同資格喪失）は、「申立人とは、1 年 6 か月ぐらい一緒に勤務した。」と証言しており、他の同僚の一人は、「私は、C 事業所が、社会保険の適用事業所となっていない昭和 36 年 10 月ごろに就職したが、申立人は、私と同時期か私より少し前に就職したと思う。」と証言しており、申立人が C 事業所に就職した時期は、A 事業所 B 工場において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 36 年 8 月ごろであると推認できる。

また、申立人の A 事業所 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に、「喪失受付 No〇〇、昭和 36 年 8 月 31 日」と記録されており、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失届がこの日に提出されたものと推認できる。

さらに、申立人が、同郷出身者であり一緒に申立てに係る事業所で勤務したとする同僚は、「私は A 事業所 B 工場に 2 年くらい勤務したが、申立人がいつ退職したか憶えていない。」と証言し、他の同僚（複数）も申立人について記憶はないとしており、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態について証言が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 2 月 3 日まで

A の 4 階にテナントとして出店していた B 事業所が閉店したのを機に、昭和 40 年 1 月 1 日に C 事業所に就職した。

同僚二人とともに転職し、一日の空白もなく勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずなのに、一か月の空白期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に C 事業所に転職したとする同僚（二人）の証言から、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 事業所の申立期間当時の給与担当者は、「採用と同時に厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明である。」と証言しているが、申立人が一緒に就職したとする同僚（二人）の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人のそれと同じ昭和 40 年 2 月 3 日と確認でき、同事業所の事業主は、採用と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、申立人の雇用保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 40 年 2 月 3 日と記録されており、この記録は厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
昭和 51 年 2 月 21 日に A 事業所に就職したことは、労働者名簿から明らかであるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録をみると、被保険者資格の取得日が 51 年 3 月 1 日となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の B 厚生年金基金における被保険者資格の取得日は昭和 51 年 3 月 1 日と記録されており、この記録は厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同一日であることが確認できる。

また、申立てに係る事業所の事業主は、「申立人の B 厚生年金基金に係る加入記録から、昭和 51 年 3 月 1 日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け出たと考えられる。同日に届け出たのであれば、同年 2 月の厚生年金保険料は給与から控除していないと考える。」と回答している上、申立期間当時の申立てに係る事業所の社会保険事務の担当者は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日については、申立人の入社日昭和 51 年 2 月 * 日より後の同年 3 月 1 日に届け出て、資格取得した 51 年 3 月から厚生年金保険料を控除したと記憶している。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。